

# 学校法人新田塚学園福井医療大学大学院学則（案）

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第10条－第13条）
- 第3章 入学（第14条－第18条）
- 第4章 教育課程及び履修方法（第19条－第27条）
- 第5章 休学、復学、転学、退学及び除籍（第28条－第33条）
- 第6章 修了（第34条－第35条）
- 第7章 科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生（第36条-第39条）
- 第8章 学納金（第40条－第44条）
- 第9章 賞罰（第45条－第46条）
- 第10章 組織及び会議（第47条－第48条）
- 第11章 公開講座（第49条）
- 第12章 雑則（第50条）

## 第1章 総則

### （理念・目的）

第1条 福井医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学校教育法及び教育基本法に基づき、保健医療に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

### （自己評価等）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規定は、別に定める。

### （教育内容等の改善）

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行う。

### （課程）

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び学生定員)

第5条 本大学院に設置する研究科、専攻・課程及び学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	10名	20名

(修業年限及び在学年限)

第6条 本大学院の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。
- 3 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を越えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認めることができる(長期履修制度)。
- 4 前項の長期履修制度については、別に定める。

(運営会議)

第7条 本大学院に運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第8条 本大学院に研究科会議を置く。

- 2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(厚生保健施設)

第9条 本大学院に、必要な厚生保健施設を置く。

- 2 厚生保健施設の管理について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第11条 学年を2学期に分け、その期間は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は必要と認める場合は、前項の前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(授業期間)

第 12 条 授業期間は、試験等の期間を含め、年間 42 週にわたることを原則とする。

(休業日)

第 13 条 本大学院における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定められた日
- (3) 季節休暇 夏季休暇 6 週間  
冬季休暇 2 週間  
春季休暇 2 週間

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特別に必要と認める場合は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

### 第 3 章 入学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 15 条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者又は当該年度に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により（大学改革支援・学位授与機構により）学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は当該年度に修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者及び当該年度に修了見込みの者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び当該年度に修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は当該年度に修了見込みの者
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本大学院が行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で当該年度に 22 歳以上の者

- 2 前項の規定に関わらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者に、入学資格を認める。

(入学志願手続)

第16条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に受験料を添えて出願期間内に学長に提出しなければならない。提出の方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考及び入学許可)

第17条 前条の入学志願者に対して、別に定めるところにより選考を行う。

- 2 前項に規定する選考に合格した者は、誓約書、その他本大学院所定の書類に、入学金、授業料、その他の学費を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。
- 3 前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第18条 本大学院に転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業すべき年数については、研究科会議の協議を経て学長が別に定める。
- 3 第16条の規定は、転入学及び再入学について準用する。

## 第4章 教育課程及び履修方法

(目的・教育目標)

第19条 科学的根拠に基づいた医療および生活の支援を実践する能力、研究を通して培った科学的・論理的思考を活かし、新たな方向性を創造する研究力、さらに後進の育成を推進する教育力をもった、高度専門職業人の育成を目標とする。

(授業科目及び単位数)

第20条 学生に教授する科目及び単位数は、別表①のとおりとする。

(履修等)

第21条 卒業に必要な学科ごとの授業科目及び単位数は、第34条のとおりとする。

- 2 履修の方法については、本学則に規定するもののほか、別に定める。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める基準により算出するものとする。

- (1) 講義、演習の1単位は、15時間から30時間とする。
- (2) 実験、実習及び実技の1単位は、30時間から45時間とする。

(履修の届出)

第23条 学生は履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(単位の認定)

第24条 各授業科目の履修を終え、授業時間の3分の2以上の出席者に対し、試験を行い、単位を認定する。

- 2 試験等の成績の評価は、優(80点以上)、良(70点~79点)、可(60点~69点)、不可(59点以下)とする。
- 3 試験の成績不良(不可)の学生に対して、再試験を行う。
- 4 第1項の試験を病気その他やむを得ない理由により欠席した学生に対し、追試験を行う。
- 5 第1項に規定する授業科目の履修を終わっていない学生及び、第3項及び第4項に規定する試験に合格できなかった学生は、第6条に規定する在学期間内に再び当該授業科目を履修しなければならない。
- 6 その他単位認定に関する事項は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等の取扱い)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生の当該大学院で修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、研究科会議の協議を経て、合わせて10単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 他の大学院を卒業又は中途退学し、新たに本大学院第1年次に入学した者の当該卒業又は中途退学した大学院において修得した単位については、教育上有益と認めるときは、本大学院において修得したものとして認めることができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、転入学又は再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、前条第1項及び第

2項の規定により、研究科会議の協議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を限度とする。

(原級留置)

第27条 学長は、各年次終了時に修得した単位数が不十分で、上級年次の履修に支障があると認められる者については、研究科会議の議を経た上で、原級に留め置くことができる。

## 第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第28条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、引き続き1か月以上就学を継続することが困難な場合、学長の許可を受けて休学をすることができる。

- 2 休学の許可を得ようとする者は、休学願に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。
- 3 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を越えることはできない。

(復学)

第29条 休学の理由が消滅したとき又は休学期間が終了したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第30条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院に留学することを認めることができる。

- 2 留学期間は、1ヶ年に限り、第6条の在学期間に算入する。

(転学)

第31条 他の大学院への転入学を志願しようとする者は、あらかじめ学長に転学願を提出して、転学を願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第32条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学を希望するときは、退学願に事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (2) 第 6 条に規定する在学期間又は第 28 条に規定する休学期間を超えた者。
- (3) 死亡又は行方不明の者。

## 第 6 章 修了

(修了要件)

第 34 条 本大学院に 2 年以上在学し、34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査に合格することとする。

(学位授与)

第 35 条 本大学院の課程を修了したものには、修士(保健医療学)の学位を授与する。

## 第 7 章 科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 36 条 学長は、本大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、研究科会議の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することのできる者は、本学則第 15 条の入学資格に該当する者とする。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 37 条 学長は、本大学院において特定の授業科目を聴講することを希望する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、研究科会議の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生を志願することのできる者は、本学則第 15 条の入学資格に該当する者とする。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 38 条 学長は、他の大学院に在学している者で本大学院において特定の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、研究科会議の議を経て、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 39 条 学長は、外国人で、教育を受けることを目的に入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、研究科会議の議を経て、選考の上、正規学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 学納金等

(受験料)

第 40 条 入学志願者は、出願と同時に受験料を納付しなければならない。

(入学金)

第 41 条 本大学院に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第 42 条 授業料等は、毎年度について、前期及び後期の 2 期に区分し、それぞれの期において年額の 2 分の 1 に相当する額を、次の期間に納付しなければならない。

前期納入期限 4 月 1 日から 4 月 20 日まで

後期納入期限 10 月 1 日から 10 月 20 日まで

(休学中の授業料等)

第 43 条 休学期間中の授業料等は免除する。ただし、各期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の授業料等を納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第 44 条 一度納付した授業料、入学金、受験料及び証明手数料等は、還付しない。ただし、学長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

## 第 9 章 賞罰

(表彰)

第 45 条 学長は、学業、課外活動で優秀な者又は顕著な善行のあった者に対して表彰を行



うことができる。

- 2 修了時に精励勤勉な者、成績優秀な者、他の学生の模範とするに足りる者、本大学院に特段の貢献があった者等を総合的に判断し、表彰を行う。

(懲戒)

第 46 条 学長は、本学則その他本大学院の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者に対し、教育上必要があると認めるときは、次の懲戒を行うことができる。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

- 2 退学の処分については、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、行うことができない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 3 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

## 第 10 章 組織及び会議

(組織)

第 47 条 本大学院に次の職員を置く。

学 長  
教 授  
准 教 授  
助 教  
助 手  
事務職員  
その他の職員

- 2 第 1 項に規定する職員のうち、准教授、助教及び助手については、本大学院教員組織が大学院設置基準に基づき、適切に組織されている場合、置かないことができる。
- 3 研究科に、研究科長を置き、教授をもって充てる。

(会議)

第 48 条 本大学院の円滑な運営と教育内容の向上等を図るため、学長は必要に応じて、会議を開催する。

2 各会議における協議事項等は別に定める。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

## 第12章 雑則

(委任)

第50条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

附則1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

[令和 年 月 日理事会議決]

別表① 科目及び単位数

【保健医療学研究科保健医療学専攻】

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通科目	倫理学特論	1前	2			} どちらか1科目選択
	プロフェッショナルリズム特論	1前		1		
	コミュニケーション特論	1前		1		
	国際医療学演習	2前	2			
	研究方法論Ⅰ	1前	2			
	研究方法論Ⅱ	1後		1		
	統計解析評価学特論	1後		2		
	教育学特論	1前	2			
	教育実践学特論	2前		2		
専門職連携論	1後	1				
専門科目	運動器リハビリテーション特論Ⅰ	1前		2		
	運動器リハビリテーション特論演習Ⅰ	1後		2		
	運動器リハビリテーション特論Ⅱ	1前		2		
	運動器リハビリテーション特論演習Ⅱ	1後		2		
	神経系リハビリテーション特論Ⅰ	1前		2		
	神経系リハビリテーション特論演習Ⅰ	1後		2		
	神経系リハビリテーション特論Ⅱ	1前		2		
	神経系リハビリテーション特論演習Ⅱ	1後		2		
	専門職連携論	1後		1		
	健康生活論	1後		1		
	生涯発達学特論	1後		1		
	健康教育特論	1後	1			
	健康政策論	1後	1			
	精神健康支援学特論	2前		2		
	健康生活支援特論Ⅰ	1前		2		
	健康生活支援演習Ⅰ	1後		2		
	健康生活支援特論Ⅱ	1前		2		
	健康生活支援演習Ⅱ	1後		2		
	特別研究	1～2通	10			
	修了要件及び履修方法 共通科目 12単位 専門科目 22単位 合計 34単位以上を修得 修士論文が本学論文審査に合格すること					

各コースの選択必修科目

運動器リハビリテーションコース

- 運動器リハビリテーション特論Ⅰ
- 運動器リハビリテーション特論演習Ⅰ
- 運動器リハビリテーション特論Ⅱ
- 運動器リハビリテーション特論演習Ⅱ

神経系リハビリテーションコース

- 神経系リハビリテーション特論Ⅰ
- 神経系リハビリテーション特論演習Ⅰ
- 神経系リハビリテーション特論Ⅱ
- 神経系リハビリテーション特論演習Ⅱ

健康生活支援コース

- 健康生活支援特論Ⅰ
- 健康生活支援演習Ⅰ
- 健康生活支援特論Ⅱ
- 健康生活支援演習Ⅱ

## 福井医療大学大学院研究科会議規定（案）

### （設置）

第1条 この規定は、福井医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、研究科会議について必要な事項を定めることを目的とする。

### （構成）

第2条 研究科会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科指導教授

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）の役職員及び本学の専任の教職員に限り、加えることができる。

### （審議事項）

第3条 研究科会議は次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- (1) 教育課程及び履修に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び学内諸規定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) その他教育研究上必要と思われる事項

### （会議の開催）

第4条 研究科会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、研究科会議を開くことができる。

### （議長）

第5条 議長は学長とする。

2 議長に事故がある場合は、研究科長がこれに代わる。

3 学長、研究科長に事故がある場合は、あらかじめ定めた順位に従ってこれに代わる。

### （庶務）

第6条 研究科会議における議事録作成等の庶務は、事務課において行う。

### （規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

### 附 則

附則1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。